

専 決 処 分 報 告 に つ い て

ヘルス・トラディショナルツアー業務委託に関する住民訴訟に係る弁護士費用及び下田公民館の空調設備の入替えに要する経費の執行が急を要するため、令和8年度三条市一般会計補正予算を別紙専決処分書のとおり専決処分をしたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

令和8年9月2日提出

三条市長 滝 沢 亮

専 決 処 分 書

令和 8 年度三条市一般会計補正予算

令和 8 年度三条市の一般会計の補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 46,442 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 54,085,101 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

以上、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により専決処分をする。

令和 8 年 7 月 31 日

三条市長 滝 沢 亮

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
20 繰越金		千円 100,000	千円 12,742	千円 112,742
	1 繰越金	100,000	12,742	112,742
22 市債		3,642,330	33,700	3,676,030
	1 市債	3,642,330	33,700	3,676,030
歳 入 合 計		54,038,659	46,442	54,085,101

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
7 商工費		千円 3,266,406	千円 1,430	千円 3,267,836
	1 商工費	3,266,406	1,430	3,267,836
10 教育費		5,633,126	45,012	5,678,138
	5 社会教育費	743,297	45,012	788,309
歳 出 合 計		54,038,659	46,442	54,085,101

第2表 地方債補正

1 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償還の方法
公 民 館 整 備 費 事 業 費	千円 64,400	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金に ついては、そ の融通条件 により、銀行 その他の場合 には、その債 権者と協定す るものによる。 ただし、財 政その他の都 合により、据 置期間中であ っても繰上償 還をし、償還 期 限 を 短 縮 し、又は低利 債に借換えす ることができる。	千円 98,100	普通貸 借又は 証券発 行	5.0%以内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	政府資金に ついては、そ の融通条件 により、銀行 その他の場合 には、その債 権者と協定す るものによる。 ただし、財 政その他の都 合により、据 置期間中であ っても繰上償 還をし、償還 期 限 を 短 縮 し、又は低利 債に借換えす ることができる。

一般会計補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
20 繰越金	100,000	12,742	112,742
22 市債	3,642,330	33,700	3,676,030
歳入合計	54,038,659	46,442	54,085,101

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
7 商工費	3,266,406	1,430	3,267,836
10 教育費	5,633,126	45,012	5,678,138
歳 出 合 計	54,038,659	46,442	54,085,101

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
特 国県支出金	地 方 債	そ の 他	
千円	千円	千円	千円
			1,430
	33,700		11,312
	33,700		12,742

2 歳 入

2 0 款 繰越金（補正額 12,742千円：補正後の額 112,742千円）

1 項 繰越金（補正額 12,742千円：補正後の額 112,742千円）

目	補正前の額	補 正 額	計
	千円	千円	千円
1 繰越金	100,000	12,742	112,742
計	100,000	12,742	112,742

2 2 款 市債（補正額 33,700千円：補正後の額 3,676,030千円）

1 項 市債（補正額 33,700千円：補正後の額 3,676,030千円）

8 教育債	622,900	33,700	656,600
計	3,642,330	33,700	3,676,030

節		説	明
区 分	金 額		
1 前年度繰越金	千円 12,742	前年度繰越金	千円 12,742

5 社会教育債	33,700	公民館整備事業費充当債	33,700

20款 繰越金 22款 市債

3 歳 出

7 款 商工費（補正額 1,430千円：補正後の額 3,267,836千円）

1 項 商工費（補正額 1,430千円：補正後の額 3,267,836千円）

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 商工総務費	千円 221,794	千円 1,430	千円 223,224	千円	千円	千円	千円 1,430
計	3,266,406	1,430	3,267,836				1,430

1 0 款 教育費（補正額 45,012千円：補正後の額 5,678,138千円）

5 項 社会教育費（補正額 45,012千円：補正後の額 788,309千円）

3 公民館費	173,482	45,012	218,494		33,700 市債		11,312
計	743,297	45,012	788,309		33,700		11,312

節		説 明	
区 分	金 額		
12 委託料	千円 1,430	030 一般経費（営業戦略室）…………… 12 法律コンサルタント業務委託料	千円 1,430 1,430

14 工事請負費	45,012	030 公民館整備費（生涯学習課）…………… 14 工事請負費	45,012 45,012